

年頭所感

「消費者庁・国民生活センターの徳島県移転!？」

NPO 法人消費者支援ネット北海道 (=ホクネット)
理事長 弁護士(北海学園大学名誉教授) 向田直範

【目次】

・年頭所感

……1 ページ

・地方消費者グループ・ フォーラムが終了しま した

……2 ページ

・消費者志向経営 促進セミナーが 開催されました

……3 ページ

・セミナーのご案内 ・セミナー開催報告 ・編集後記

……4 ページ

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
消費者庁・国民生活センターの徳島県移転が、かなり現実味を帯びてきました。きっかけは、政府が、昨年、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転を表明したことです。それに対して、徳島県が、消費者庁や国民生活センターなどを受け入れると手を挙げたのです(徳島県はこれ以外にも、情報通信政策研究所や森林技術総合研修所などの誘致を表明しています)。

徳島県は、消費者庁・国民生活センターを誘致しようとした理由として、全国に先駆けた消費者行政の推進を挙げています。これに対しては、徳島県(?)の消費生活相談員&消費生活アドバイザーが、Twitterで、徳島県に消費者庁・国民生活センターを誘致する資格・能力があるのか疑問を呈しています。徳島県にそのような資格・能力があるかということをして置き、問題は消費者庁の機能をどのように理解するかにあります。

消費者庁は縦割りの消費者行政を一元化する司令塔として2009年(平成21年)に設置されたものです。その当時、消費者行政関係75法のうち、完全に消費者庁に移管する法律14本、一部移管する法律9本、その他は他官庁との共管とされていました。同庁が所管している法律は、現在35本ということですが、実態は今日でもそれほど変わっておりません。つまり、消費者庁は、消費者関連法の制定・改廃に関して多くの省庁や内閣法制局との調整・協議を欠かせない役所だということです。

河野太郎大臣(消費者担当・行政改革担当)は、「ITC(情報通信技術)を使う環境で働き方を変えることは大事だ」と述べているようですが、ITCの利用によって他省庁との円滑な調整・協議が可能だとはどうも思えません。多くの消費者団体、日弁連をはじめとする各弁護士会が危惧しているのは、消費者庁が消費者行政の司令塔としての役割を果たすことができなくなるのではないかということです。

国民生活センター移転にも問題があります。ホクネットも、「消費者庁・国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対する意見書」を出しました。HPに掲載していますのでご覧ください。

河野大臣の言によると、3月中に消費者庁幹部らの「移転の実証実験」をし、4月以降も継続して検討するとのことですので、まだ決まったわけではありません。諦めずに反対の声を上げつづけることが大事です。

寄付金合計額

ご協力ありがとうございます

1,667,837 円

H27.4~H28.1

平成27年度地方消費者グループ・フォーラムが終了しました！

～テーマ地域で安心して住み続けるために～私たちができること～



平成27年12月8日（火）に平成27年度地方消費者グループ・フォーラム in 北海道を開催。当日は心配された天候も穏やかで、道内外各地から117名の参加があり、道外は青森市・十和田市、道内は別海町・釧路市と遠くからの参加もありました。

今回の、全体のプログラムはⅠ部・Ⅱ部に分かれており、Ⅰ部は基調報告のあとに4つのライフステージ（幼少期・青少年期・中高年期・高齢期）毎の取組報告、そしてⅡ部は北海道大学の学生による古典落語の披露に続いて、グループワークで参加者全員がそれぞれのグループに分かれて、解決したいと思っている消費者問題を中心とした話し合いを行いました。



最初の開会挨拶で矢島実行委員長から、今年は戦後70年にあたる年で、消費者運動も時代の変化とともに取り組み、日本は少子化、高齢化、人口減少、さらには地球の温暖化、こういった背景の中で、想像もしていなかったような、格差とか貧困の拡大、これからの消費者運動の与えられた大きな課題であるという内容の挨拶があり、次に消費者庁長官 板東 久美子氏から消費者庁の取組、消費生活相談情報からみた高齢者被害の増大と深刻など、消費者問題は地方での取り組みが重要であることの取組報告がありました。

続いて、リレー報告でコープ未来（あした）の森づくり基金、子育て支援ワーカーズからの報告、丘珠高等学校家庭クラブの消費者被害の未然防止・拡大防止の取組、北海道ライフサポートセンター暮らしなんでも相談室からの報告、高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会設立に向けた取組など

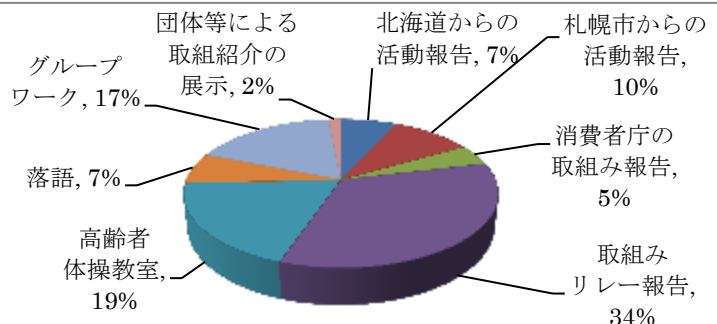
そして昼食後にNPO法人、生活協同組合、大学との連携事業で、介護予防教室の取組報告と実際に高齢者とともにやっている認知症予防運動を参加者全員で体験したところ、大変盛り上がりました。

グループワークでは、それぞれが解決したいと思っている消費者問題についての話し合いが白熱し、あっという間の1時間50分でした。

最後は、板東長官から消費者教育の重要性について、アクティブ・ラーニングと、課題を自分で見つけるという非常に重要な流れになっている、そのためにいろいろな意見をもらいながら、消費者教育を進めていきたいというお話で終了しました。



参加者に聞きました！
「一番参考になった」という
取り組みは…
リレー報告でした。



第2回 民法改正によって消費者との契約はどうなるか

本年度第2回消費者志向経営促進セミナー(札幌市委託事業)を12月4日、札幌エルプラザで開きました。

テーマは「民法改正によって消費者との契約はどうなるか」。講師はホクネット理事で北海学園大学法学部の内山敏和准教授で、事業者や消費者団体会員など約30人が参加し、改正内容の解説に熱心に聴き入っていました。

内山理事は改正案のポイントとして①これまでの判例法理を明文化②契約成立の時期を承諾の発進時から到達時に変更③懸賞広告の規定を補充、の3つを挙げました。

さらに、契約の取り消しや無効などにつながる「錯誤」について、改正案では従来の考え方と大きく変わらないが、一部新設もあることが紹介されました。消費者の錯誤に重大な過失がある場合は無効を主張できない点は同じだが、事業者がその錯誤を知ったり、事業者が消費者と同じ錯誤に陥っていた場合は取り消しできるとなっています。

販売規約などに関する新設規定の「定型約款」では、定義のほか契約内容とみなされるための要件、開示義務、変更要件などが盛り込まれています。

事業者が契約前に消費者からの開示請求を拒んだ場合、約款の拘束力は認められず、約款の変更では契約の目的に反しないこと、変更の必要性・相当性、変更した約款の効力発生時期の周知などの要件が定められている、などが解説されました。



講師の内山敏和氏

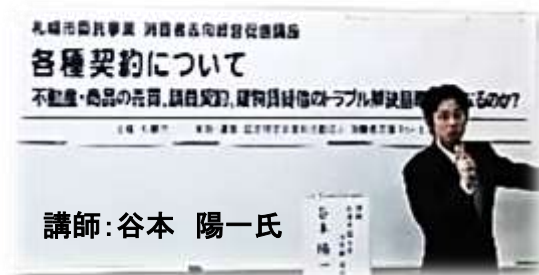
第3回 各種契約について～不動産・商品の売買・請負契約・建物賃貸借のトラブル解決基準はどうなるのか？

今年度最後となった第3回目の講座は1月25日、札幌市エルプラザで開かれました。講師は北海学園大学法学部の谷本陽一准教授。テーマは民法改正によって「不動産・商品の売買・請負・建物賃貸借のトラブルはどうなるか」で、事業者など37人が受講しました。

改正後、債務不履行は無過失責任化され、瑕疵担保責任は、契約不適合責任に変わります。給付内容が契約の趣旨に合致しているかどうかで責任の有無が判断されるということです。契約不適合と判断されると追完請求権、代金減額請求権などが生じます。消費者にとってわかりやすい変更ではないでしょうか。例えば、新車の売買契約をした後、引渡し前に販売業者がその車で死亡事故を起こし、この事実を購入者が引渡しから1か月後に知った、というケースではその車の性質はもはや新車とはいえないので「契約不適合」と評価され、代金減額請求権や解除権などが認められるようです。

また、請負について、注文を受けた建物の基礎工事の終了時点で契約が解除されたケースでは、改正案によると概に工事が終わっている部分が注文者の利益となる場合は、その部分を完成とみなし請負人にその分の報酬請求権が認められます。

事例を含めながらのわかりやすい説明は好評でした。



セミナーのご案内

(北海道消費者行政推進事業)

… マイナンバーのしくみとその影響 …

日 時	平成 28 年 2 月 26 日 (金) 14:00~16:00
場 所	小樽経済センター 7階大ホール
講 師	上机 美穂 氏 (札幌大学准教授・ホクネット検討委員)



マイナンバー制度の仕組みと課題、気をつけるポイント等を解説します。皆様のご参加をお待ちしています。(申込方法など詳細はホクネットホームページをご覧ください。)

税と社会保障

美唄市セミナー (ホテルスエヒロにて開催)

今年度6回目の北海道消費者行政推進事業「消費者向けセミナー」を1月20日、美唄市内のホテルで開きました。美唄市に後援、美唄消費者協会に協賛をいただきました。

テーマは「税と社会保障」で、講師は向田直範理事長と検討グループメンバーの山寺正哉社会保険労務士の2人。複数の講師は、平成24年にこのセミナーが始まって以来初めてです。

向田理事長は、社会保障制度の歩み、社会保障費と国債発行額の増大などの現状、「税と社会保障の一体改革」などを解説。また「3年連続の法人税引き下げは必ずしも中小零細企業に恩恵をもたらすとは限らず、社会保障への支出が経済活動を妨げる、などの議論が一部にあるがそれは間違い。福祉国家をどう維持するか観点から考えなければならない」と訴えました。



講師
山寺 向田
正哉 直範
氏 氏

山寺さんは、年金事務所や年金相談センターで相談員を努めている経験に基づき、相談者に多い遺族年金の受給要件などについて分かりやすく解説しました。

セミナーの前日から暴風雪が心配されましたが、当日は朝から青空ものぞき、受講者は約40人。多くが中高年齢層で、身近なテーマでもあったので、最後まで熱心に聴き入っていました。

/// 編集後記 ///

雪が少なく、スキー場がオープン出来ないでこまっていると思いきや、日本列島が爆弾低気圧に覆われ、「奄美大島では115年ぶりに雪が降った！」日本中大騒ぎ。そして、北海道にもちゃんと雪が降り、札幌雪祭りも無事に？開催できる運びとなりました。が、ちょうど良いかげんとはいかず、一晩で50センチも降らなくていいのに…なかなかままならないものです。こんな北海道に新幹線がやってきますが、雪をかき分けてH5系が札幌まで走る時も元気でいたいものです…



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F
TEL: 011-221-5884
FAX: 011-221-5887
E-MAIL Info_hokkaido@hocnet1222.jp
URL http://www.e-hocnet.info/



*次号のニュースレター発行は平成28年3月31日を予定しています。